

府 共 第 7 2 6 号  
警察庁丙生企発第81号  
法務省秘企第1030号  
雇児発第1202001号  
平成16年12月2日

都 道 府 県 知 事 殿

内閣府男女共同参画局長

警察庁生活安全局長

法務省大臣官房長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく  
「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第2条の2第1項の規定に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされており、本日付け官報において別添のとおり告示されたところである。

都道府県においては、法第2条の3第1項の規定に基づき、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定に当たられたい。

（別添省略）